

新潟市障がい者地域自立支援協議会

第2回 全体会議事録（要旨）

1. 会議の日時及び場所

- (1) 日時 平成20年9月19日（金）午後3時から午後5時30分
- (2) 場所 白山会館2階 大平明浄の間

2. 出席者

別紙「新潟市障がい者地域自立支援協議会第2回全体会参加者名簿」のとおり

3. 議事及び経過

- (1) 移動支援部会の設置について

【田中会長】

第1回全体会であがった課題として移動支援があった。この移動支援について東西連絡調整会議で議論を行ってきた。経緯について、事務局から説明いただきたい。

【事務局】

資料1「移動系サービスと課題」について説明

【遁所相談員】

居宅介護の中に通院等介助というメニューができて、通院に係る移動については移動支援とは別に給付を受けることとなり、若干混乱があるように感じる。

また、通院等介助の「等」は何を指すのか。

基本的に制度が使いづらいので、使いやすい制度に変えていければよいと思う。

【本田相談員】

新潟市では、郊外は車を使わないと移動ができないので、どうしても移動支援と福祉有償運送はセットとなる。福祉有償運送は、運転者講習というのが必要となってくるが、その講習をどうするかという課題もある。

【田中会長】

通学などに使いたいという声や、また制度が入り組んでいてわかりづらいという声もある。そこで制度を検討するために有識者からなる部会を設置し議論していきたいと考える。

【事務局】

遁所相談員から質問があった、通院等介助の「等」とは、官公署と相談支援事業者を指すものである。官公署や相談支援事業者への移動についても、通院と同様に通院等介助を利用することができる。

【事務局】

資料2「自立支援協議会（移動支援部会）と行政（障がい福祉課）の役割」について説明
「移動支援部会について」について説明

【平野委員】

学校の通学範囲が広がっており、また、必ずしも公共交通機関が整備されているものでもない。部会で議論し、使いやすいサービスになればありがたいと思う。

【今野委員】

新潟の場合、郊外に企業が移転してるという例が見受けられる。郊外には公共交通が整備されていないところも多い。通勤に移動支援事業が使えるようになるか否かは別にして議論していただくこと自体が企業にとってもプラスになると思う。

【平野委員】

卒業後に、通所施設や作業所へ通うことになる生徒も多くいるが、通所がネックになるケースが多く見受けられる。新潟駅までであれば通所可能ということもあるが、新潟駅までが行けないということもある。こういう問題もあるのでぜひとも議論していただきたい。

【富所委員】

資料の中で、「日中預かりを目的としての利用」とあるが、具体的にどういうことか。

【事務局】

連絡調整会議で、移動支援事業者から意見聴取したところによると、例えば、保護者が働いており、お子さんが夏休みで預かって欲しいのだけれど、1対1の支援をお願いしたいので日中一時支援ではなく移動支援を希望する方がいるという意見があった。

【斉木委員】

実際に、通勤で苦勞している方を知っているので、なんとか通勤に使えるようになればよいと思う。通学は希望される方もいるが、朝の時間帯はヘルパー不足という問題もある。

【田中会長】

移動支援については、様々な問題があるのでぜひ部会を設置して議論していきたいと思うが、ご承認をいただけるか。

～各委員、拍手で承認～

【田中会長】

ありがとうございます。

新潟市障がい者地域自立支援協議会設置要綱第7条第2項により、部会に属する委員は会長が指名することになっている。部会の中心となる部会長については、相談支援事業者の方をお願いしたいと思っており、社会福祉法人中東福祉会自立支援センターまんにちの神田さんをお願いしたい。その他の委員は、別途指名させていただく。

(2) 連絡調整会議の報告

【坂井相談員（東部連絡調整会議議長）】

資料3「連絡調整会議の報告について（東部地域連絡調整会議）」に基づき報告

【竹田相談員（西部地域連絡調整会議）】

資料3「連絡調整会議の報告について（西部地域連絡調整会議）」に基づき報告

【田中会長】

ここで、議事を終了して一旦休憩とする。

4. 講演「地域自立支援協議会～「ねらい」とするところ～」

講演：秋田県湯沢市社会福祉事務所主幹兼班長佐藤博氏（元厚生労働省相談支援専門官）
資料「地域自立支援協議会～「ねらい」とするところ～」により講演

5. 質疑応答・意見交換会

【富所委員】

相談支援事業者が24時間体制とあったが、夜間や休日だとなかなか事業者間の連絡が取りづらと思うが、どう運営しているのか。

【佐藤講師】

湯沢市では、在宅サービス事業所や相談支援事業所が24時間体制であることが普通である。各事業所ごとに土日夜間の担当をきめており、すぐに連絡が取れるような体制になっている。

【川本相談員】

やめさせられた相談支援事業者がいたということであったが、差し支えなければ理由を教えてください。

【佐藤講師】

指定相談支援事業をやめたわけではなく、委託相談支援事業をやめたということである。相談支援事業者に集ってもらい、困難ケースを出してもらった。そうすると1つの事業者が誰が見ても困難ケースでないものを困難ケースとしてあげてくるという状況があった。相談支援事業者の間で何度も話し合ってもらったが、改善されないので委託をやめさせてもらった。

【竹田相談員】

湯沢の地域包括支援ネットワーク協議会には、地域包括支援センターや子ども支援センターが入っているとのことだが、高齢や児童担当の市町村課長も構成メンバーに入っているのか。

【佐藤講師】

構成メンバーというより、それぞれの課題で必要になったときに協議に入ってきてもらうことを事前に了解してもらっている。課題があがったときはすぐに参加してもらう。

【竹田相談員】

制度上は、地域包括支援センター運営協議会や子ども虐待対策防止委員会などそれぞれの制度で委員会等があるが、そういったものを包括して、その時々々の課題に応じメンバーをチョイスし縦横無尽にやっているということか。

【佐藤講師】

そのとおりである。例えば児童支援療育部会の例では、「要保護児童対策協議会」「療育支援ネットワーク協議会」「養護学校移行支援ネットワーク会議」など、さらに今年度から文科省の関係で「特別支援連絡協議会」などあるが、これを児童支援療育部会と一体的になってやっている。地域の中のいろいろなものを交通整理するとうまくやれるものがある。

【神田相談員】

相談支援で1件5,950円というものがあったが、これができた経緯を教えてください。

【佐藤講師】

これは湯沢市単独の予算になるので財政部局とも議論になった。うちの若手の職員もどんど

ん金を出すのはいかがなものかという意見もあった。しかし、もともと私は相談支援を日本全国に定着させたいと思い制度を作った。市町村の責務でもって相談支援事業をやると法律には位置づけてある。お金の面でも相談支援を評価したいので、サービス利用計画作成費の7割分の5,950円でもってサービス利用計画作成費以外の相談支援をお願いした。相談支援を地域に定着させたいという思いからの仕組みである。

【遁所相談員】

新潟市では市職員でケースワーカーというものがいて、その他に委託相談支援事業として5団体が委託を受けているが、これからは、委託相談支援事業者は独自性を出していかなければならないと思っている。成年後見，精神，障がい児，知的，ピアカウンセリングなどでそれぞれ独自性を出していければよいと思っている。湯沢ではピアカウンセラーはいっらしやるか。

【佐藤講師】

湯沢では、ピアカウンセラーと自負して言っている人はいない。これから育てていかなければならないと考えている。

【多田委員】

新潟市以外の市町村では、地域自立支援協議会が未設置の市町村もあり、同じ県内でも取り組みに差がある。県と市町村の関係はどういうものなのか。

【佐藤講師】

県の自立支援協議会の主な業務は、相談支援従事者研修などを企画すること、またアドバイザーを置いて県内の市町村の取り組みに差がないように支援していくという責務がある。

以上